

10. ハンセン病

▶ どんな病気？

歴史上では、「レプラ」「らい病」などと呼ばれた「らい菌」という菌が起こす慢性の感染症です。感染力は弱く、進行も遅い病気ですが、皮膚と末梢神経が侵されます。白い斑点が皮膚上に現れるほか、患部が変形する場合があります。

1873年にこの菌を発見したノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンにちなんで「ハンセン病」と呼ばれるようになりました。1943年には治療薬プロミンの効果が発表されています。現代では特效薬も開発されており完治する病気です。

▶ どんな影響？

日本では、仏罰・神罰による病気と考えられていました。都市部では重病者が各地の悲^ひ田院^{でん いん}※などに收容された時代もありました。

明治維新以降、近現代になると、患者の寺社周辺などへの集住状態を解消するために療養所への隔離政策が行われ、その中で「救らい」の名目で近世までとは異なった形での患者への迫害が生じてきました。

※悲^ひ田院^{でん いん}…仏典の慈悲の思想にもとづいて、孤児や貧しい人などを收容するために造られた施設

▶ ハンセン病への当時の政策は？

1907年、「癩^{らい}予防二関スル件」という法律を制定して、野外で生活するハンセン病患者を療養所に入所させ、社会から隔離しました。1931年には新たに「癩^{らい}予防法」が成立し、すべてのハンセン病患者を強制的に隔離することによるハンセン病絶滅政策が決定され、全国各地に国立療養所がつくられました。また「癩^{らい}予防法」の制定と前後して「無らい県運動」が行われました。患者を見つけては強制的に療養所へ入所させるなど、各県が入所者数を競いました。1996年に「らい予防法」が廃止されるまで、隔離政策は89年間にわたって継続されました。